

事業シート（概要説明書）

事務事業名		部活動技術指導者招聘事業		担当局・部名		教育委員会事務局 指導部			
根拠法令		無		担当課名		中学校教育担当			
事業開始年度		昭和58年度		作成責任者		泉 和善			
実施方法 (該当するものすべてにチェック)		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> その他 ()							
事業概要	目的 (何のために)	<p>部活動において指導者の存在は非常に大きく、顧問の異動等により指導者の不在が生じた場合、十分な活動が行えず、部活動の存続に影響を及ぼすこととなる。 その為、顧問の指導力だけでは技術指導が困難であり、部活動の運営上、専門的技術指導を担当する指導者が必要な場合に限り、学校外より技術指導者を招聘し部活動の存続・活性を図る。</p>							
	対象 (誰・何を対象に)	<p>・部活動に生徒が在籍しながら顧問の異動等により指導が困難となり、部の存続が困難となる部活動。</p>							
	事業内容 (手段、手法など)	<p>年間を通じて技術指導者を派遣し、部活動参加生徒に指導を行う。 →週1回2時間以上(年間30回)の平均指導回数を確保する。</p> <p>顧問も共に指導し、指導力の向上を図る。 →派遣期間中に顧問の指導力を高め、自立した活動を目指す。</p>							
	実施済の外部委託の内容と実施主体	委託内容							
		実施主体	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> 外郭団体等 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 (NPOなど) <input type="checkbox"/> 市民活動団体 (地域住民組織など) <input type="checkbox"/> その他 ()						
直接実施している業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校・高等学校・特別支援学校へ事業内容の通知 ・技術指導者招聘希望校の集約と派遣の決定 ・各学校、各学期毎の報告書類のまとめ ・各学期毎の技術指導費の支払い 								
事業の必要性	<p>顧問が部活動において専門的な指導ができなければ、部の活動が衰退し部の存続に大きな影響を及ぼすことから、本事業における支援は、各校の部活動の充実・発展には必要不可欠である。</p>								
コスト	平成21年度(予算)				人件費				
	事業費	29,692	千円	}	職員構成	概算人件費 (平均人件費× 従事職員数)		従事職員数	
	人件費	5,636	千円		担当本務職員	5,636	千円	0.7	人
	総計	35,328	千円		臨時職員他		千円		人

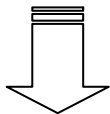
事業シート（概要説明書）

総事業費 (単位：千円)	年度	総額	実施方法が外部委託の場合、委託料等を内数で記入		
	H19(決算)	33,374 千円			
	H20(予算)	35,328 千円			
	H21(予算)	35,328 千円			
21年度総事業費内訳 (委託料等を明記)	<p>歳出 35,328千円 指導者謝礼 @3,000×30回×327部 = 29,430千円 ※派遣対象部に年間30回派遣 スポーツ保険 @800×327人 = 262千円 人件費 担当本務職員 0.7人 5,636千円</p> <p>歳入 6,531千円 ※府補助金：市町村支援運動部活動外部指導者派遣事業補助金 (運動部の年間指導回数1/3を補助)</p> <p>差引市費 28,797千円</p>				
事業実績	項目	単位	H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(予定)
	部活動技術指導者招聘部数	部	317	319	327
単位当りコスト (総事業費/事業実績)	1部当たりの指導者招聘コスト	円/部	83,611	90,272	88,064
目指す成果 (今後どのような状態にしたいか、なるべく定量的に記入)	<p>運動部及び文化部の活動の振興と充実を図るために、顧問(教員・講師)の指導力だけでは技術指導が困難な部活動に対し外部より技術指導者を招聘し、「休・廃部」の危機にある部活動を存続させるとともに、顧問の専門的技術指導の習得を行う。</p>				
達成状況 (目指す成果に対して、実施・達成した状況を記入)	<p>(平成20年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校 2,391部(運動部 1,362部 文化部 1,029部)のうち →招聘事業活用実績 238部(運動部 145部・文化部 93部) ・高等学校 734部(運動部 404部 文化部 330部)のうち →招聘事業活用実績 76部(運動部 37部・文化部 39部) ・特別支援学校29部(運動部 19部 文化部 10部)のうち →招聘事業活用実績 5部(運動部 4部・文化部 1部) ・合計 3,154部(運動部 1,785部 文化部 1,369部)のうち、 →招聘事業活用実績 319部(運動部 186部・文化部 133部) <p>本事業により、顧問(教員・講師)の指導力だけでは技術指導が困難で、活動が衰退し「休・廃部」の危機となる部活動に対し、外部より専門的技術を有する指導者の派遣を実施し、これらの部活動の継続が図れた。</p>				
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動技術指導者招聘事業により、存続が困難となりかけた部活動の存続が図れた。 ・専門的な指導技術を有さない顧問に指導技術の向上がみられた。 ・本事業は、技術指導者として既に学校外部の市民(地域指導者・卒業生等)の協力を得て事業実施しているが、種目や分野によっては指導者の確保が困難な場合もある。今後、円滑な事業実施を図るため、更に市民の協力を得て行きたいと考える。 				
さらなる民間活用・市民協働推進の予定	<input type="checkbox"/> 有 (予定する業務と、想定しうる実施主体を下欄に記入) ■無				
	業務内容				
実施主体	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> 外郭団体等 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 (NPOなど) <input type="checkbox"/> 市民活動団体 (地域住民組織など) <input type="checkbox"/> その他 ()				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>予算比較</p> <p>千葉市：報償費 @2,000円×年間24回×65名=3,120千円 保険 @1,600円×65名=104千円</p> <p>横浜市：報償費 @3,000円×年間60回×180名=32,400千円 保険 公務災害を適応</p> <p>名古屋市：報償費 運動部 @4,000円×年間70回×121名=33,880千円 文化部 @4,000円×年間29回×55名=6,380千円 保険費 @800円×176名=140千円</p>				
特記事項 (事業の沿革等)	<p>昭和58年度から中学校運動部活動技術指導者招聘事業として事業開始。 平成6年度から中学校運動部・文化部、高校運動部・文化部に拡充。</p>				

部活動技術指導者招聘事業

部活動の現況

大阪市立中学校・高等学校・特別支援学校において
運動部・文化部併せて**3,154部**が活動。(平成20年度)



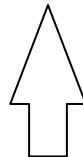
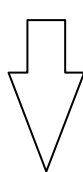
教職員の異動や産休等により、
指導する顧問が不在となる
ケースが生じる。

指導者が不在となった部活動は、教職員が顧問となるが、
指導力を有していないため、活動が衰退する傾向がある。

部活動の休・廃止の危機

「部活動外部招聘事業」

を活用し、学校外より、
指導者を招聘し部活動
の継続的な活動を目指す。



効果

・部活動の休・廃止の回避

[指導者派遣により、部活動の継続が図れる。]

・顧問の指導力向上

[顧問が指導者とともに指導にあたることにより、
指導力の向上が図れ、派遣期間終了後に
においても継続して部活動の指導が可能となる。]

手続き

学校より申請

・指導者が不在となり、部活動の衰退が
生じると判断した場合、指導者を選任し
教育委員会に申請。

※指導者は、資格若しくは、それに
準ずる実績、専門性のある者とし、
当該校の教育方針に協力できる者
を選任。

・指導者の派遣は毎年申請とし、同じ
部活動に対しての派遣を概ね3年間
とし、派遣期間内に顧問の指導力
の向上も図る。

認定(教育委員会)

指導者の派遣

指導者(外部指導者)

- ・週1回2時間以上(年間30回)の派遣。
- ・活動計画に従い、生徒の技術指導を担当。

顧問(教職員)

- ・活動中は必ず付き添い、生徒の健康・安全に十分留意
できる体制のもとで実施。
- ・指導者とともに指導にあたり指導力の向上を図る。

学校

- ・適切な実施に向け指導・監督を行う。

大阪市立中学校・高等学校・特別支援学校 部活動技術指導者招聘事業概要

1 趣 旨

運動部及び文化部の活動の振興と充実を図るため、特に、顧問の指導力だけでは技術指導が困難な場合で、部活動運営上、専門的技術指導を担当する指導者が必要な場合に限り、学校外から技術指導者を招聘する。

2 技術指導者の招聘条件

- (1) 部活動の生徒が在籍しながら顧問の異動等により、休・廃部の危機にある部活動には優先して招聘する。
- (2) 運動部及び文化部ともに、特に指導が困難で専門的な技術指導を必要とする種目に招聘する。
- (3) 慣例的招聘や専門的指導力のある顧問の補佐やアシスタントコーチの招聘としない。
- (4) 顧問は、技術指導者とともに指導にあたり指導力の向上を図る。
- (5) 技術指導者には、部活動が教育活動の一環であることを周知し、学校は生徒に不利益がこうむる事のないよう監督に努める。

3 技術指導者としての条件

- (1) 単に、経験者・卒業生というのではなく、各種目の競技団体公認資格や免許資格を有するか、それに準ずる実績、専門性のある者で、学校教育を理解し、当該校の教育方針に協力できる者
- (2) 特に運動部については、潜在的に危険要因が含まれるので、生徒だけでなく自らも心身ともに健康で、生徒とともに活動できる20歳以上の成人である者。
- (3) 公立学校の教職員・常勤講師及び市職員でない者。

4 技術指導者の業務

学校で承認された当該部活動の活動時間内に顧問教員の活動計画に従って、生徒の技術指導を担当する。なお、活動中は必ず顧問教員が付き添い、生徒の健康・安全に十分留意できる体制のもとで実施する。

5 技術指導者の指導回数

年 30 回、1 回 2 時間以上とする。

招聘事業実績推移（平成 16 年度～平成 20 年度）

年度(平成)		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
中学校	運動部	143	157	174	158	145
	文化部	84	86	89	84	93
高等学校	運動部	34	38	39	35	37
	文化部	40	39	39	36	39
特別支援学校	運動部	0	0	0	1	4
	文化部	0	0	0	0	1
合 計		301	320	341	314	319